

鹿児島工業高等専門学校 Well-being センター規則

(設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、Well-being センターを置く。

(目的)

第2条 Well-being センターは、SDGs が掲げる17ゴールの一つであるWell-being に関する教育及び研究活動を推進し、社会的活動の幅を広げ、学生と教職員が健康で豊かな生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

(業務)

第3条 Well-being センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生何でも相談室に関すること。
- (2) 保健室に関すること。
- (3) 厚生会館の維持管理に関すること。
- (4) 各種文化的な催しの計画・実施に関すること。
- (5) その他Well-being に関すること。

(組織)

第4条 Well-being センターに、次に掲げる教職員を置く。

- (1) センター長（学生何でも相談室長が兼任）
- (2) 副センター長（看護師が兼任）
- (3) その他校長が必要と認めた者

(事務)

第5条 Well-being センターに関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、Well-being センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。